
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 206 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 206 回金融商品専門委員会（2023 年 9 月 25 日開催）において、金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表（以下「金融商品のクラス別の調整表」という。）に関する再提案及びステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する振返りについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融商品のクラス別の調整表に関する意見）

2. 金融商品のクラス別の調整表に関する事務局の再提案に異論はない。
3. 作成者の観点からは、金融商品のクラス別の調整表はコスト負担が大きいため、この点を十分に認識した上で慎重に検討していただきたい。
4. 財務諸表利用者の観点からは、金融商品のクラス別の調整表から得られる情報は企業の業績見通しや信用リスクに関する分析のために必要であり、特に金融危機時には重要な情報であるため、一定の粒度での開示を行うことが望ましいと考える。
5. 金融商品のクラス別の調整表における内訳項目に関して、我が国では短期の借換え（ロールオーバー）により運転資金を継続させるといった実務慣行があり、この場合、期中に認識の中止が行われた金融資産と組成又は購入した新規の金融資産に区分して総額で開示することは、必ずしも財務諸表利用者にとって有益とはいえないと考えられるため、慎重に検討する必要があると考える。
6. 金融商品のクラスの区分に関して、作成者の観点からは、一定の指針を示すことが有益であると考ええる。
7. 金融商品のクラス別の調整表における開示内容に関して、重要性に応じて非財務で開示するという取扱いを認めることも考えられる。
8. 「企業が開示目的に照らして金融商品のクラス別の調整表における内訳項目を判断する

ことを強調する」とする事務局提案に関して、現時点で想定している記載場所について確認したい。

9. 利用者アウトリーチに関して、IFRS 第7号「金融商品：開示」第35I項の開示要求事項についても質問に含めていたという理解でよいか確認したい。

(ステップ2を採用する金融機関における開示に関する振返りに関する意見)

10. 債券等の有価証券については予想信用損失に基づく減損モデルの対象とすべきではないと考えており、引き続き議論させていただきたい。
11. 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、個別に検討を行った開示項目以外の開示においても同様に扱うという理解でよいか確認したい。

(その他)

12. 今後の審議スケジュールを確認したい。

以 上